沖縄県立名護特別支援学校 昇降機保守管理契約に係る仕様書

１　委託業務名

沖縄県立名護特別支援学校　昇降機保安管理業務委託契約

（以下「本業務」という。）

２　委託期間

　　令和６年４月１日から令和９年３月３１日（３６ヶ月）

３　点検業務の範囲

　　（１）常時・遠隔監視・診断　毎月定期点検

　　　　　昇降機の維持及び運行の安全を確保するため、リモートメンテナンスシステムにより常時遠隔監視、診断を行うととともに計画的に技術員を派遣し、適切な点検と当該昇降機の稼働データを基に、設定した周期（国土交通省　昇降機の適切な維持管理に関する指針）に従った機器の整備を行うこと。

　　　　　毎月１回特別診断運転を行うこと。点検その他必要な整備又は補修を行うこと。

　　　　　具体的な保守点検内容は別紙「点検項目表」のとおりとする。

　　　　　点検対象項目について変調状態が確認された場合は、必要に応じて技術者を派遣して確認、是正作業を行うこと。

　　　　　昇降機の運行状態の変調の有無や毎月点検の結果について、毎月報告書にて報告すること。また、変調発生後の処置のために現場で作業を行ったときは、その作業に応じて作業報告書または点検報告書を提出すること。

（２）技術者派遣点検　３ヶ月に１回以上

　　　①定期に計画的な点検・手入れ保全（給油、調整、清掃等）を実施すること。

　　　②点検・手入れ保全の箇所・機器（点検対象）・内容は「点検項目表」のとおりとする。

　　　　　③点検・手入れ保全を行ったときは、「点検報告書」を提出すること。

　　　　　※記載に含まれていない項目は国土交通省　建築保全業務共通仕様書を準拠すること。

　　（３）緊急時の対応

　　　　　不時の故障で通知のあった時、及び遠隔保守監視サービスにおいて異常を受信したときは、技術者を派遣し、適切な処置を行うこと。この処置を行った場合は、その結果について報告書を提出すること。

４　消耗部品の供給

　　（１）作業に必要な部品のうち、消耗部品は国土交通省建築保全業務共通仕様書POG契約方式とすること（通常の使用による摩耗・劣化により補完・交換を頻繁に行う小部品・油脂類等）を乙が供給すること。

（２）供給する部品の範囲は次のとおりとする。

　　　①点検用油脂類

　　　②主リレー用コンタクト類

　　　③信号用・かご内照明ランプ

　　　④ヒューズ類

　　　⑤ウエス

５　法定点検

　　毎年一回、建築基準法に基づく昇降機の定期検査を実施し、結果を報告すること。

６　遠隔監視診断サービス・遠隔保守監視サービス

　　（１）昇降機を常時遠隔監視・診断する装置により監視サービスを行うこと。

　　（２）監視ユニットを昇降機制御盤内に設置し、一般加入電話回線を介してオンラインとすること。

　　（３）本サービスにおいて、24時間通常監視を行うこと。

診断項目

①接触器動作状態

②制御用マイコンの状態

③ドア開閉状態

④かご着床状態

⑤運転性能

　　（４）監視項目

　　　　　①電源系統異常

　　　　　②安全装置動作

　　　　　③閉じ込め

　　　　　④起動不能

　　　　　⑤走行異常

　　　　　⑥ドア開閉異常

　　　（５）閉じ込め故障等には、かご内乗客からのインターホン呼び出しに応答し、一般の電話と同様に直接通話できるようにすること。

　　　（６）本サービスで昇降機の異常を受信したとき、または運行状況データ解析の結果必要な時は技術者を派遣し、適切な処置を行うこと。

　　　（７）技術員を派遣し、監視装置の点検を行うこと。

　　　（８）監視装置、電話加入権は保守管理業者の所有とし、保守管理業者にて設置すること。

　　　（９）監視サービス業務に必要な電話料金は、保守管理業者が負担すること。

　　　（10）保守管理業者は、本契約が終了するときは、監視装置を撤去し、通信回線を休止するものとする。それに要する費用は、保守管理業者の負担とする。

点検項目表

